

# 勝山市総合克雪・利雪・親雪計画



平成 26 年 3 月

勝山市

# 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって            | 1  |
| 1-1 計画の趣旨                |    |
| 1-2 計画の位置づけ              |    |
| 1-3 計画期間及び進行管理           |    |
| 1-4 計画の構成                |    |
| 第2章 基本計画                 | 3  |
| 2-1 克雪基本方針               |    |
| 2-2 利雪基本方針               |    |
| 2-3 親雪基本方針               |    |
| 第3章 克雪実施計画               | 6  |
| 3-1 基本的視点                |    |
| 3-2 政策体系                 |    |
| 3-3 克雪対策                 |    |
| 1 道路や施設に対する雪対策           |    |
| 2 地域に対する支援               |    |
| 3 個人に対する支援               |    |
| 第4章 利雪実施計画               | 19 |
| 4-1 雪の持つエネルギーの研究及び利活用の研究 |    |
| 第5章 親雪実施計画               | 22 |
| 5-1 雪の持つ魅力・面白さに触れる、楽しむ   |    |

# 第1章 計画策定にあたって

## 1-1 計画の趣旨

昭和38年、昭和56年、そして平成18年と繰り返す勝山市を襲った豪雪は私たちに大きな爪痕を残しています。もちろん豪雪時に限らず「雪」は、私たち勝山市民にとって大きな課題となっています。

一方、「雪」はスキーなど冬期間における貴重な観光資源として私たちの生活を支えるとともに、加越の山々から流れてくる雪どけ水は、九頭竜川やその支流を絶えることなく潤し、私たちに自然の恵みをもたらしてくれます。

私たちは、こうした二つの顔を持つ「雪」に多面的に対応していく必要があります。雪を克服する「克雪」にしっかり取り組み、そのうえで雪を利活用していく「利雪」、さらには雪に親しむ「親雪」を目指していくことが大切です。

これまで勝山市では、道路除雪を中心とした行政による雪対策と屋根雪下ろしなど家族単位で取り組む雪対策を中心に克雪に取り組んできました。

しかし、少子高齢化や核家族化といった社会構造の変化により、これまで家族単位で行ってきた屋根雪下ろしや敷地内の除雪が困難になってきています。

また、人口減少により隣近所の助け合いで担ってきた狭い道路や歩道の除雪、地域コミュニティが担ってきた集落センターなどの共有施設の除雪が困難になるなど、これまでの取り組みを継続することが難しくなってきています。

市が実施した「第5次勝山市総合計画策定のためのアンケート」において約7割の方が勝山市の嫌いな所として「雪が多くて除雪などに困る」ことを挙げています。

こうした状況を踏まえ、本計画では、行政が自ら実施する克雪対策、行政による地域コミュニティや各世帯に対する支援策を明確にするものです。

合わせて、行政による利雪及び親雪の取り組みについてあきらかにするものです。

## 1-2 計画の位置づけ

平成24年に策定した第5次勝山市総合計画では、雪に関して、基本構想第3章まちづくりの基本的視点及び基本計画の中で具体的な施策を位置づけています。

この第5次勝山市総合計画を本計画における「基本構想」として位置付けるとともに、平成23年度、24年度の2か年にわたり勝山市区長連合会が福井県の補助事業により策定し、市長に提言された「市民と一体となって雪を克服し、雪に親しみ、雪を活用するまちづくり計画」を課題整理のための基礎資料のひとつとして位置づけるものです。

## 1-3 計画期間及び進行管理

基本構想として位置づける第5次勝山市総合計画の目標年次である平成32年度を目標年次とします。

また、本計画の進行管理については、第5次勝山市総合計画同様に政策基本目標管理により実施してまいります。

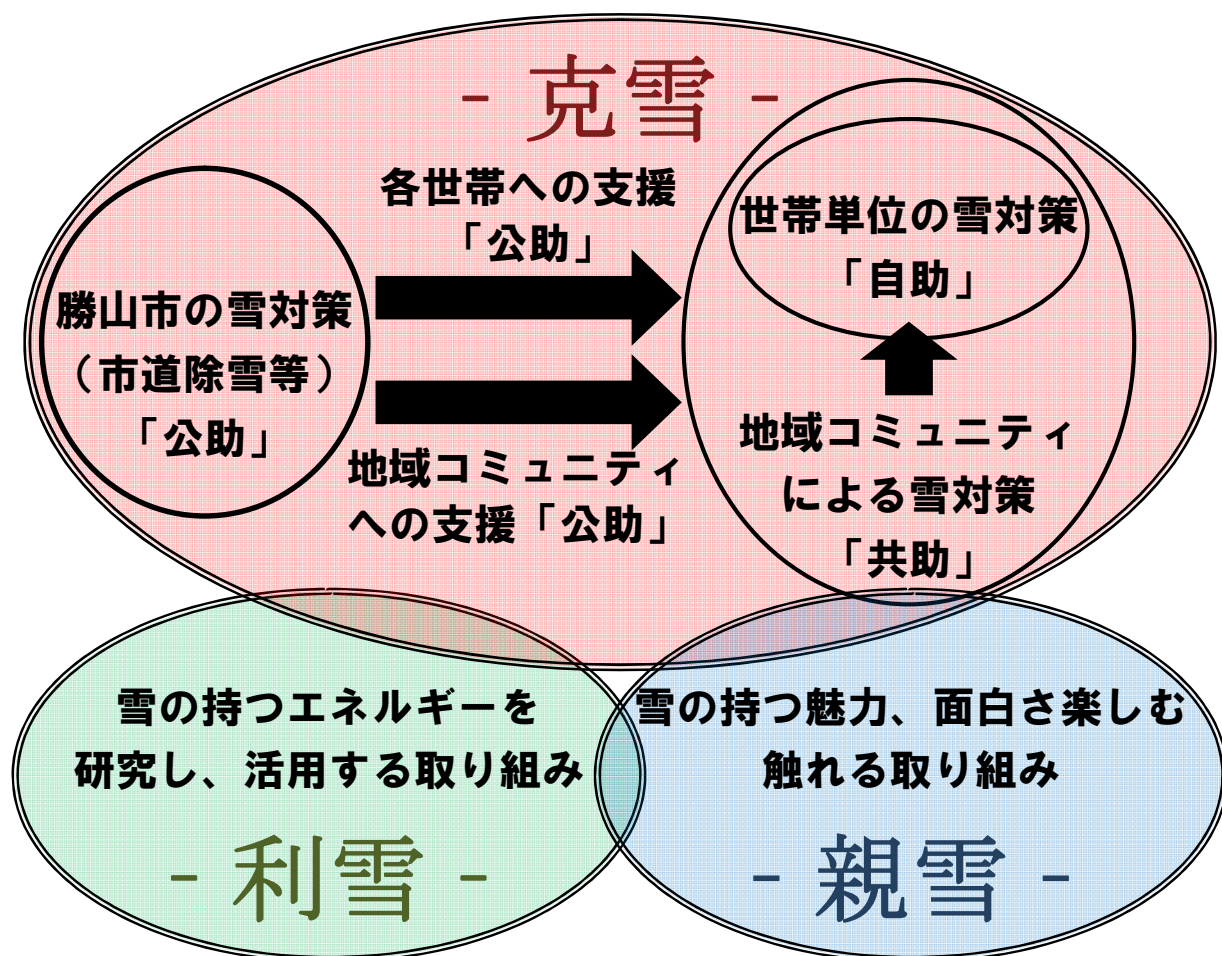
## 1-4 計画の構成

第1章では計画の趣旨など全体の構成を説明しています。

第2章では、基本構想として位置づけた第5次勝山市総合計画の関係部分を抜粋掲載するとともに、利雪、親雪についての基本的な考え方を記載し、基本目標を掲げています。

第3章では、克雪、利雪及び親雪の三つの観点から計画の大枠を定め、克雪について勝山市の雪対策、各世帯への支援、地域コミュニティへの支援の三つを「公助」として位置づけ、重点項目や今後の考え方を記載し、共助及び自助との連携について掲げています。また、地域や世帯に対して期待する取り組みについて記載しています。

さらに、本計画の策定にあたり、勝山市区長連合会が市民の目線から作成された「市民と一体となって雪を克服し、雪に親しみ、雪を活用するまちづくり計画」を関連資料として組み入れてあります。



## 第2章 基本計画

### 2-1 克雪基本方針

本計画の基本計画を担う「第5次勝山市総合計画」では、「克雪」について次のように位置づけています。

.....

#### 第5次勝山市総合計画 基本構想（P9-P10抜粋）

##### 6. 雪などの災害に強いまちづくりの推進、交通体系の整備

少子高齢化社会に対応した安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、行政、市民及び事業者が一体となって克雪を図ります。

基礎的コミュニティのあり方を見直す中で、年々の克雪に向けた地域住民による共助の体制や普段からの高齢者見守り活動等の体制を整えることで、万が一の災害時に向けた自主的な地域防災組織の強化を図ります。

雪対策については、行政による除排雪体制のさらなる整備、充実を図るとともに、地域住民による共助の体制や家族による自助に対する支援をしていきます。

さらに、雪に強いまちづくりを進めていくとともに、雪に親しみ、雪を利活用した取り組みについて研究、検討を進めます。

#### 第5次勝山市総合計画 基本計画（P54-P55抜粋）

##### 第4章「美しい環境や景観の中で便利で快適に暮らせるまちづくり」（抜粋）

##### 4. 快適で雪に強い定住環境の実現

住みやすい定住環境を実現するための質の高い住環境の整備を推進し、防災上の観点から災害に強いまちづくりの施策を進めます。また、除雪体制の拡充に向け、幹線道路やバス路線、通学路を中心に、除雪機械の充実、消雪設備の設置、流雪溝の整備等を進めます。

また、地域ぐるみで除雪に取り組む集落を支援することにより、持続可能な地域の実現を目指します。

##### (2) 除雪体制の確立

###### ■基本的な考え方

冬期間における交通を確保するため、きめ細かい除雪、消雪等の充実を図ります。また、狭小道路等機械除雪が困難な道路の雪対策を検討します。

特に、高齢化や市街地の空洞化に対応して、地域住民がともに支え合いながら取り組む共助による除雪体制を支援するため、小型除雪車の導入支援や簡易消雪装置の整備などの対策を検討し実施します。

また、市街地の拡大に伴う新たな住宅区域の雪の処理対策として、既存流雪溝の改良と既存農業用水路の流雪溝としての再整備を図るとともに、水量の確保のための方策を財源等の措置も含め検討し実施します。

今後は、総合的な雪対策について、早期に全体計画を策定し実施していきます。

.....

## 第5次勝山市総合計画 基本計画 (P89-P90抜粋)

### 第7章 勝山市の基盤となっている各地区の地域力向上プロジェクト (抜粋)

#### 3. 雪などの災害に強いコミュニティづくり

##### ■基本方針

勝山市は、冬期における安心や安全の確保に向け、これまでも様々な雪対策事業に取り組んできましたが、「第5次勝山市総合計画策定のための市民アンケート」の結果によると多くの市民が雪対策の充実を勝山市における最重要課題と考えています。

市では、克雪に向けて迅速で的確な道路除排雪体制の一層の充実を図ります。

また、少子高齢化により、これまで家族により行ってきた屋根雪や敷地内の除雪作業が難しくなっています。さらにコミュニティが担ってきた共助による除雪作業についても困難になりつつあります。

こうした状況を踏まえ、市外在住の親族と連携した高齢者世帯などに対する支援、自主的な共助による克雪に対する支援などを行っていきます。

こうした地域ぐるみでの雪対策や、日常の高齢者の見守りなどを進めることで地域力の向上を図り、あらゆる災害に即応できる地域防災力全般の強化を目指します。

.....

さらに、市民が雪と戦うという気持ちばかりでなく、雪を楽しむ、雪の恵みを受けとるという気持ちを持つことが重要です。

そこで、「克雪」に加え、市民の心と力を合わせることで、生活の中で雪に親しみ、活用することのできるまちを目指して、「利雪」、「親雪」の考え方を加え、計画の基本目標を次のように定めます。

## 2-2 利雪基本方針

### ■基本方針

雪が持つ冷熱源を太陽熱や風力等と同様の自然エネルギーとして利用しようとすることを「利雪」と言います。

平成14年の「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）（平成9年度施行）」の施行令改正により、「雪氷熱エネルギー」として新エネルギーの一つに位置づけられました。また、近年には地球温暖化防止の側面から、再生可能エネルギーの一翼を担うものとしても注目を集め、他の積雪地の自治体においても積極的に研究・導入促進が図られています。

勝山市における雪氷熱エネルギーの利活用は、その利用方法について市民、地域及び企業等と一体となって研究し、全国に発信できるような雪氷熱エネルギーの活用により地域力及び地域の産業力の向上を図り、低炭素社会の実現と社会経済活動推進の両立を目指します。

## 2-3 親雪基本方針

### ■基本方針

効率やスピードを重視する現代人にとって、雪の除排活動や雪による道路交通の停滞等は、時間と体力を消耗させ、精神的なストレスを与えます。

しかしながら、雪はその一方で、美しい風景やウィンタースポーツを楽しむ機会の提供等の恵みを与えてくれることに加え、その地域特有の文化を育む資源・素材ともなり、あわただしく生活する現代人にとって、生活習慣を見直す機会ともなります。

スローライフを楽しみ、冬の暮らしをより豊かにするために、先人から受け継がれている生活様式や伝統文化など、雪国ならではの知恵や文化への理解を深め雪の持っている様々な魅力を再発見し、発信していくための活動を促進します。

また、各地域・各種団体が主体となった活動やイベント等の開催を支援していきます。

# 第3章 克雪実施計画

## 3-1 基本的視点

克雪対策には市民、地域及び行政がそれぞれの役割を認識し主体的に取り組むことが最も重要になります。

本計画では、克雪対策での市民、地域や区長会等の団体、行政の役割をそれぞれ「自助」、「共助」、「公助」という3つ考え方に分類し、この3つの取り組みが連携した体制のもと実効性のある対策を推進することで、勝山市区長連合会からの提言書「市民と一体となって雪を克服し、雪に親しみ、雪を活用するまちづくり計画」で示された課題を克服し、安全安心で雪に強いまちづくりを目指していきます。

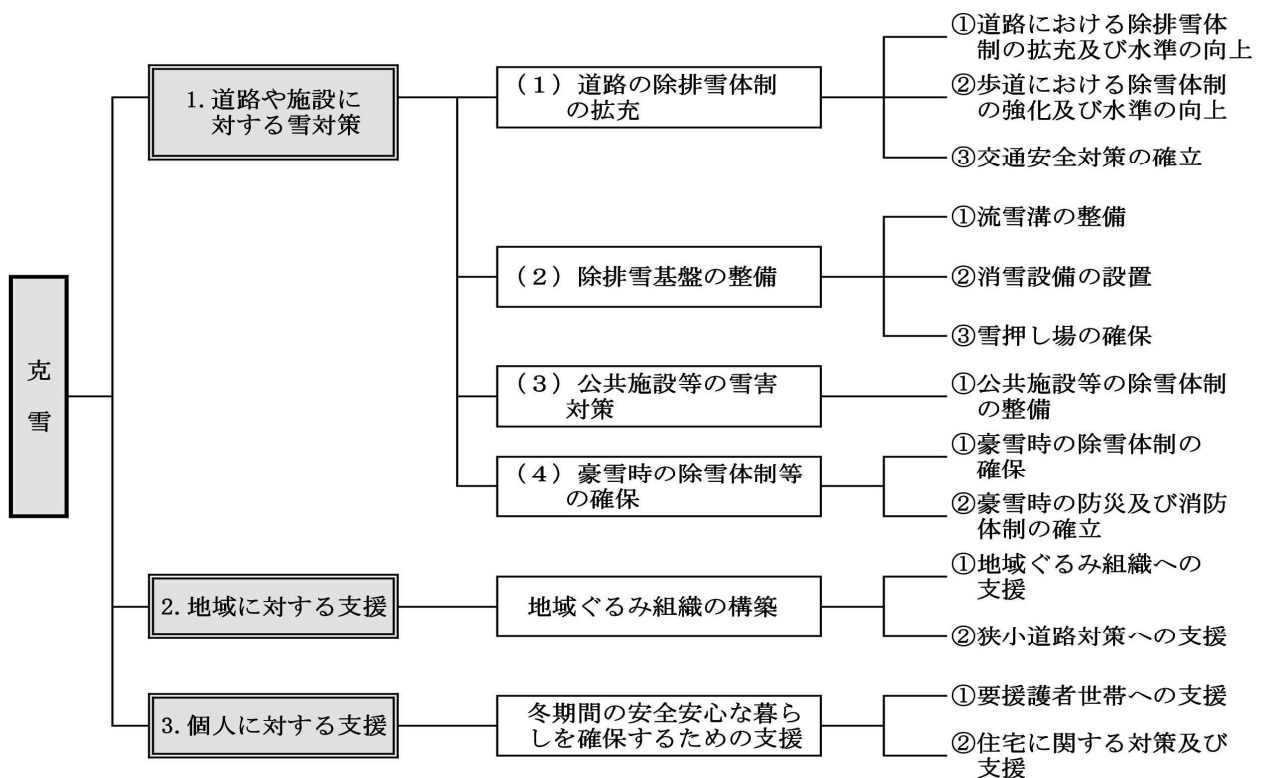
【公助】・・・市（行政機関）が担う道路除雪などの克雪対策及び、「共助」または「自助」が行う克雪対策に対する支援。

【共助】・・・地域コミュニティが協力して行う克雪対策。

【自助】・・・家族又は近親者等において行う克雪対策。

## 3-2 政策体系

勝山市が市民、地域と一体となって安全安心で雪に強いまちづくりの実現に向けて取り組んでいく施策や重点事業を「道路や施設に対する雪対策」・「地域に対する支援」・「個人に対する支援」の3つの大項目に整理し、体系的にそれぞれの施策や取り組みを推進します。





**1. 「道路や施設に対する雪対策」**

(1) 道路の除排雪体制の拡充

①道路における除排雪体制の拡充及び水準の向上

安全な道路交通を確保するために、国、県などの関係機関と緊密な連絡の下に市道除雪の基本的な考え方を定め、市直営体制と建設業団体等とが連携しながらより効率的な除排雪を実施します。

また、特殊な除排雪機械については計画的な導入及びリースの活用を進めるとともに、除排雪委託業者が優秀なオペレーターを確保できるよう支援し、除排雪技術の向上と平準化を図ります。

**【重点項目】**

- ア 除排雪体制の確保
  - ・各道路管理者などと連携し、迅速に、かつ、効率的な除雪体制の確保
- イ 除排雪機械の充実
  - ・除排雪機械の計画的な更新及び増強
  - ・除排雪機械リースの効果的な活用
- ウ 除雪水準の拡充
  - ・現在の除雪出動基準  
 10cm以上の降雪深があるとき実施  
 連続降雪、風雪、寒気等により交通に支障を来たす恐れのあるとき実施  
 除雪作業は、原則 午前7時までに終了
  - ・主要幹線道路、バス路線、通勤・通学路などの重要度に応じた機動的な除雪の実施
- エ 排雪出動体制の拡充
  - ・路肩等に堆積した雪により、車道等が狭小になったときに実施
  - ・その他特別の事由があると認められたときに実施
- オ 除雪技術に関する研修会等の実施
  - ・除雪機械操作技能研修会等を斡旋し優秀なオペレーターの育成を図る

**除雪延長及び除雪経費**

|                  | H20 年度  | H21 年度  | H22 年度  | H23 年度  | H24 年度  |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 道路管理実延長 (km)     | 439.3   | 440.2   | 440.4   | 440.4   | 440.5   |
| 除雪延長 (km)        | 212.5   | 234.6   | 237.7   | 237.1   | 235.4   |
| 道路管理延長に対する比率 (%) | 48.4    | 53.3    | 54.0    | 53.8    | 53.4    |
| 累計降雪量 (cm)       | 277     | 485     | 671     | 586     | 467     |
| 除雪経費 (千円)        | 142,059 | 281,452 | 422,162 | 349,537 | 188,449 |

## 除雪体制

| 体制     | 降積雪の状況  |
|--------|---|
| 降雪準備体制 | 気象情報等により降雪が予想される場合  |
| 平常体制   | 積雪深が10cm以上ある場合、除雪作業を開始する。なお、一昼夜の降雪量が30cmを超えると予想される場合、警戒体制の準備をする |
| 警戒体制   | 積雪量が60cm以上に達し、一昼夜の降雪量が50cmを超えると予測される場合、緊急体制の準備をする               |
| 緊急体制   | 積雪量が1.0m以上に達し、さらに降雪が予想される場合<br>(雪害対策室の設置)                       |
| 非常     | 積雪量が1.5m程度に達し、雪害が発生又は予想される場合<br>(雪害対策本部の設置)                     |

## 除雪機械等増強・更新計画

(単位：台数)

|       | タイヤ<br>ショベル  | ロータリー<br>除雪車 | 小型<br>タイヤショベル | 小型<br>ロータリー  | 融雪剤散布車       | 計  |
|-------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|----|
| H25年度 | 9            | 4            | 1             | 2            | 1            | 17 |
| ↓     | 更新6台<br>増強1台 | 更新3台         | 増強1台          | 更新2台<br>増強1台 | 更新1台<br>増強1台 | ↓  |
| H32年度 | 10           | 4            | 2             | 3            | 2            | 21 |



タイヤショベル



ロータリー除雪車



小型タイヤショベル

### ② 歩道における除雪体制の強化及び水準の向上

降雪や車道除雪による堆雪によりその機能が損なわれがちな歩道について、歩行者の通行確保と安全のため、通学路など地域の実情に応じた出動基準を設定し歩道除雪の強化を図ります。

## 【重点項目】

ア 地域の実情に応じた出動基準の設定、歩道除雪の強化

- ・通学路の早朝除雪等の強化

出動基準

通学路は道路除雪と同様に片側のみ早朝除雪を実施

通学路以外の歩道は 20cm 程度の積雪深があり、かつ、ほぼ安定した天候のよいときに実施

- ・歩道除雪受託業者の増強を行い、歩道除雪体制の拡充

## ③ 交通安全対策の確立

除雪による交差点付近の雪山の除去など交通の円滑化と安全性の向上に努めるなど、市民生活の安全・安心を最優先にした取り組みを進めます。

## 【重点項目】

ア 堆雪などを考慮した道路構造の検討

イ 交差点の排雪

交通量が多い道路や通学路等の交差点で、歩行者等の安全対策のため雪山による視界不良が予想される場合に実施

ウ 指定路線への凍結防止剤の散布

エ 公共交通機関の利用促進

## (2) 除排雪基盤の整備

### ① 流雪溝の整備

流雪溝の新規整備及び既存施設の維持管理に努めるとともに、限りある流雪用水の有効活用を図るため、流雪用水の循環活用など新たな流水の確保を検討します。

また、流雪溝の利用ルールへの遵守について市民へ周知徹底し、良好な投雪作業の推進と溢水等によるトラブル防止に努めます。

## 【重点項目】

ア 宅地化など地域の実情にあった流雪溝の改良更新、修繕の実施

イ 農業用水路の有効活用などによる新たな流雪用水の確保

ウ 流雪溝の利用ルールの遵守に向けた啓発

エ 高齢化にも対応したグレーチング蓋の設置等

誰もが安全に開閉できるグレーチング蓋の軽量化や蓋の開閉作業の容易化について調査・検討する。

## 【流雪溝の利用はルールを守りましょう】

- 流雪溝の蓋を開けたら赤旗などの目印を立てましょう。  
歩行者が落ちたり、車が衝突したりする危険の防止！
- 作業が終了したら、流雪溝の蓋を忘れずに閉めましょう。  
誤って落ちると危険です。安全確認を！
- 機械除雪による流雪溝への排雪は、流雪溝が詰まる原因となります。
- 状況に応じた無理のない投雪をしましょう。



消雪設備の設置及び既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、水源を確保するための施策を検討します。

### 【重点項目】

#### ア 消雪設備の設置促進

除雪については大型機械除雪が基本であるが、次のいずれかに該当し、かつ、取水の確保（既存井戸の活用、水利権の取得）が可能な場合、消雪設備の設置を検討する。

- ・大型機械除雪に支障を来している路線  
なお、近接して除雪に支障を来している狭小道路がある場合、一体的な整備を検討する。
- ・急勾配で凍結による事故の危険性がある路線
- ・イベント時などの歩行者の周遊路線

### ③ 雪押し場の確保

除排雪を効率良く進めるため、公園など利用可能な公共用地や空き地などを雪押し場として活用を図ります。

### 【重点項目】

- ア 公共用地の雪押し場としての活用
- イ 空き地などの地域における雪押し場としての活用
  - ・老朽危険空き家の解体補助制度による空き地の活用



## （3）公共施設等の雪害対策

### ① 公共施設等の除雪体制の整備

各公共施設については施設管理者を中心として、降雪状況に応じ早めの屋根雪下ろしや施設周辺の除排雪を行うなどの雪害対策を実施します。

### 【重点項目】

- ア 各公共施設の安全性の確保
- イ 教育施設等の安全対策の推進
- ウ 公共交通機関の運行確保

## （4）豪雪時の除雪体制等の確保

### ① 豪雪時の除雪体制の確保

豪雪時は除雪作業に時間を要するため、比較的交通量が多い幹線道路やバス路線を優先的に除雪できる体制を国・県などの関係機関と連携して確保します。

### 【重点項目】

- ア 雪害対策本部の設置による除雪体制の推進
- イ 雪に関する情報収集
- ウ 市民への除雪に関する注意喚起及び情報提供

## ② 豪雪時の防災及び消防体制の確立

大雪警報及び特別警報発表時における住民への情報提供と避難等に関する的確な対応に努めます。

また、市民の生命及び財産を守るため火災や救急活動時には消防署等の関係機関と連携を図り、消防活動や緊急車両の通行に支障を来さないよう除雪体制に努めます。

### 【重点項目】

- ア 関係機関との連絡調整
- イ 気象、積雪、除雪情報などの収集及び公表
- ウ 市民への情報提供の徹底及び的確な避難勧告、指示
- エ 消防機械器具の整理点検
- オ 水利付近及び雪崩危険箇所のパトロール強化
- カ 火災予防の推進強化
- キ 地域と連携した空き家に関する情報収集及び管理体制の確立

### 雪害対策本部体制

| 区分   | 配備内容   | 配備基準  |
|------|--|---|
| 第1配備 | <p>各部班の必要人員をもって当てるもので事態の推移に伴い速やかに第2配備に切り替える体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集、伝達</li> <li>・広域的な応急対策活動<br/>(被災者の救出救護、避難誘導、応急復旧)</li> <li>・装備、物資、資器材等の配置</li> <li>・第2配備への移行準備</li> </ul> | <p>暴風、大雨、大雪等警報が発表され、総合的な対策の必要を市長が認めた場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪量が市街地で150cm程度に達し、雪害が発生又は予想される場合。</li> </ul> |
| 第2配備 | <p>本部員全員をもって当てるもので、状況により直ちに救助応急対策活動を開始できる完全な体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策計画に定められた全活動</li> </ul>  | <p>大規模な災害が発生し、又は予想される場合において、総合的な対策の必要を市長が認めた場合。</p>   |

## 2. 「地域に対する支援」

### (1) 地域ぐるみ組織の構築

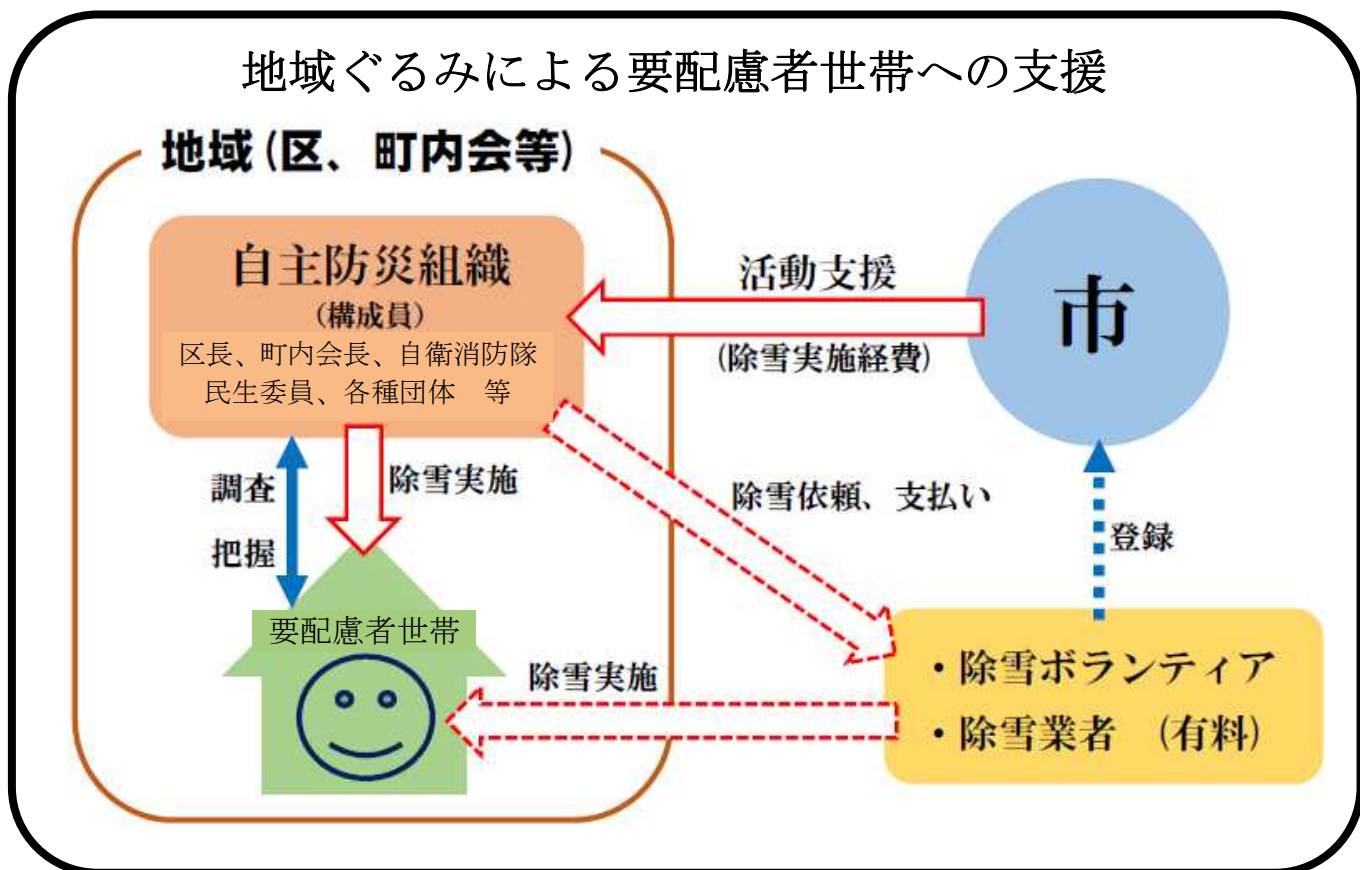
#### ① 地域ぐるみ組織への支援

高齢者世帯等、自力での除雪が困難な要配慮者世帯への地域ぐるみによる除排雪支援体制の推進やボランティアの育成等を図ることで、冬期間において誰もが安心して暮らせる地域づくりを支援していきます。

#### 【重点項目】

- ア 自主防災組織の「設立」、「備品購入事業」及び「活動事業」への支援
- イ 自主防災組織を中心とした、除排雪及び見守り体制構築に向けた支援
- ウ 高齢者等要配慮者世帯への支援
- エ 除排雪ボランティアの育成
- オ 除雪作業の担い手となる事業者等の登録推進及び情報提供体制の確立
- カ 市道等の小型除雪機械による除雪活動への支援

### 《目 標 図》



#### ② 狭小道路対策への支援

生活道路の除排雪作業は、これまでは沿線住民により行ってきましたが、近年、高齢化や人口減少による空き家の増加により地域住民にとって大きな負担となってきています。除排雪作業の負担の軽減を図るため、地域ぐるみによる維持管理などが可能な場合、簡易消雪設備の設置などへの支援をします。

## 【重点項目】

### ア 簡易消雪設備の設置支援

生活道路であり、かつ幅員が2.5 m以上の場合で、取水の確保（既存井戸や近隣流雪溝の活用）が出来る場合、簡易消雪設備の設置を検討します。ただし、ポンプ操作や取水部の維持管理は地区等によるものとします。

- ・対応路線の延長はL=70m以内である。
- ・ポンプを含めた取水管理は地区等で実施する。

1年目はサニーホースにより効果を検証し効果のある場合、鋼管を布設します。



|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 簡易消雪設備延長 | L = 5 4 0 m (6 路線) 【H25. 12 現在】 |
|----------|---------------------------------|

### イ 小型除雪機械による除雪への支援

生活道路であり、かつ、幅員が2.5 m未満の場合、地域ぐるみで行う小型除雪機械による除雪への支援を行います。ただし、雪押し場の維持管理は地区等によるものとします。

- ・公共用地の活用
- ・民間空き地などの地域における雪押し場への活用  
(老朽危険空き家の解体補助制度による空き地の活用)

生活道路であり、かつ幅員が2.5 m以上であるが簡易消雪設備の設置が出来ない場合、沿線に雪押し場の確保が可能であるときは市が小型除雪機械による除雪を行います。



|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 小型除雪機による除雪 | L = 4 . 0 k m (39 路線) 【H25. 12 現在】 |
|------------|------------------------------------|

ウ 狭小道路における一斉雪下ろしなどの新たな支援の検討

家屋が連担した狭小道路において各家が一斉に雪下ろしをした場合、当該道路は堆雪により車輛はおろか歩行者の通行にも支障をきたすことになります。安全で安心な道路を確保するため、沿線住民による一斉雪下ろしに対する排雪作業などへの支援を検討します。

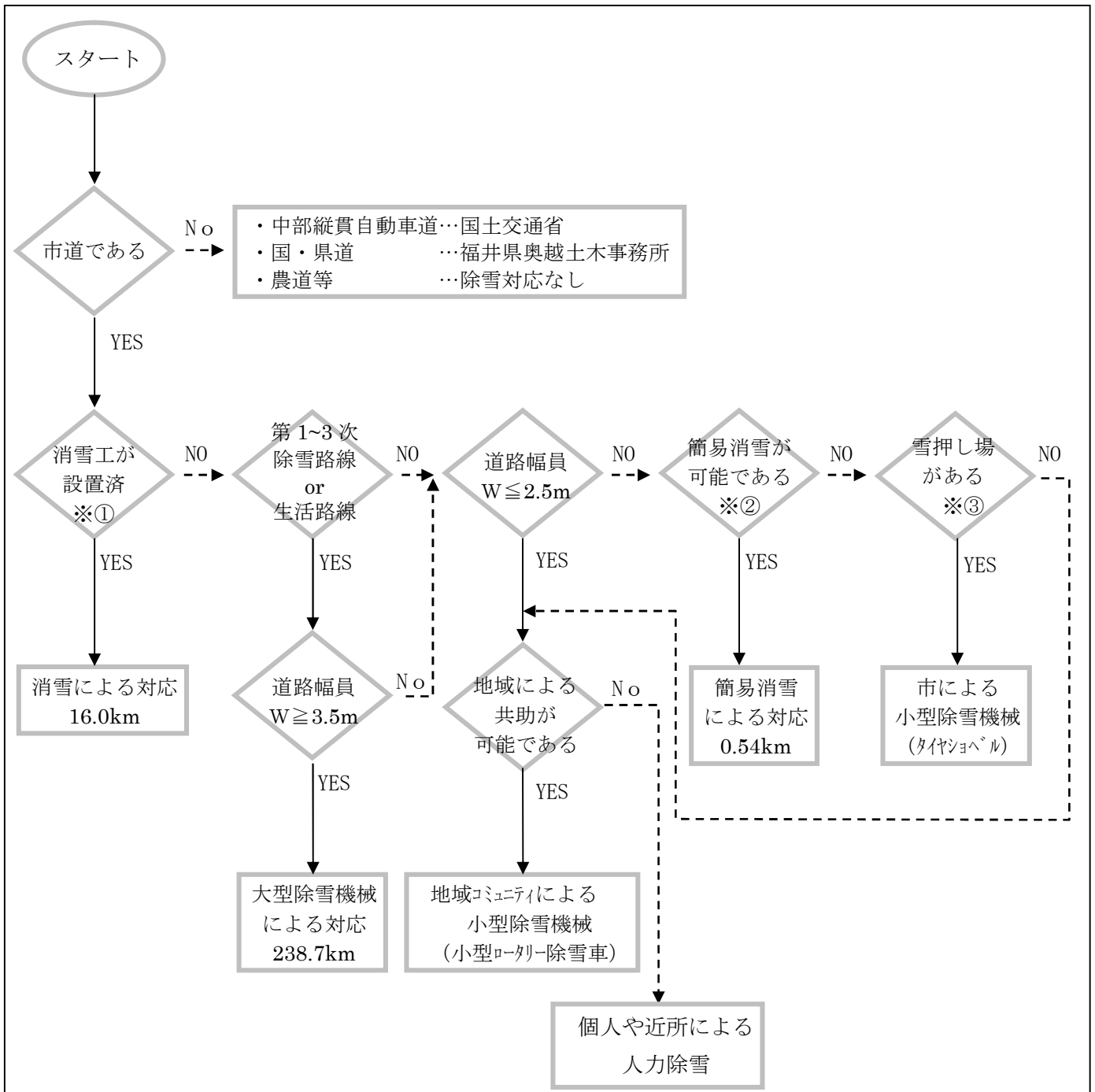
**【地域等による取り組み】**

- (1) 自主防災組織等が中心となって地域における除排雪計画づくりと取り組み
- (2) 消防団との連携による、消防水利の確保及び消火栓、防火水槽の除雪
- (3) 地域住民によるごみ収集場所の除雪
- (4) 地域住民と保護者の連携による、通学路歩道等の除雪
- (5) 地域住民による流雪溝詰まりに対する対応
- (6) 地域住民による要配慮者等の見守り





# 道路除雪方式 フロー図



- ※1 今後の消雪工の考え方 (大型機械除雪が基本)
  - 取水の確保が可能 (既存井戸の活用、水利権の取得) な場合で、かつ次のいずれかに該当する場合に検討する。
    - ・大型機械除雪の対応が困難で、除雪に支障を来している (近接して除雪に支障を来している狭隘路線がある場合、一体的な整備を検討する)
    - ・急勾配で凍結による事故の危険性がある道路
    - ・イベント時などの歩行者の周遊路線
- ※2 今後の簡易消雪の考え方
  - 生活道路であり、かつ幅員が2.5m以上の場合で、取水の確保ができる場合に検討する。
    - ・対応路線の延長はL=70m以内である
    - ・ポンプを含めた取水管理は地区等で実施する
    - ・1年目はサニーホースにより効果を検証し、効果のある場合銅管を敷設する
- ※3 今後の雪押し場の考え方
  - ・公共用地の活用
  - ・民間空き地など地域における雪押し場への活用 (老朽危険空き家の解体補助制度)

### 3. 「個人に対する支援」

#### (1) 冬期間の安全安心な暮らしを確保するための支援

##### ① 要配慮者世帯への支援

冬期間を安全安心に過ごすため自力での除排雪が困難な高齢者世帯等への雪処理対策や雪に強い克雪住宅等の整備促進・適正管理への指導を図ることで誰もが安心して暮らせる環境づくりを支援していきます。

#### 【重点項目】

- ア 地域ぐるみ屋根雪下ろし支援事業の継続（非課税世帯対象）
- イ 軽度生活援助事業の継続（要支援以上認定者対象）
- ウ 除排雪業者、ボランティアの紹介
- エ 自力での外出が困難な世帯に対する、民間活力等を活かした買い物支援

#### 【市民による取り組み】

- (1) こまめな屋根の雪下ろし、宅地内の除排雪
- (2) 除雪作業の支障となる、路上駐車や障害物の路上放置の禁止
- (3) ごみ出しルールの遵守及び積雪による収集中止時のごみの各自保管
- (4) 水道管の凍結防止対策
- (5) 地域で定めた除排雪に関する規則等の遵守
- (6) 屋根の庇の冰雪管理
- (7) 用水等の能力に応じた排雪及び用水等の緊急時に備えた使用可能な状態の保持
- (8) 行政及び地域が担う「公助」、「共助」に関する制度の積極的な活用

## ② 住宅に関する対策及び支援

高齢者世帯等の雪下ろしなど除排雪作業の危険や労力低減を図るため克雪住宅の普及を促進するほか、屋根融雪設備などにおいて地域特性等を考慮した新たな技術を導入した方式への助成を検討します。

また、近年、目立ち始めている空き家については、特に積雪による倒壊や落雪などの不安は大きく、所有者への適正管理の注意喚起及び老朽危険空き家対策事業などの適用を検討します。

### 【重点項目】

#### ア 積雪に対応した克雪住宅化への情報提供

屋根雪処理からみた克雪住宅には、耐雪型(構造強度を高める)、落雪型(自然に滑落)、融雪型(熱エネルギー等による融雪)の3通りがあります。

#### イ 屋根融雪設備設置などへの支援の拡充及び新技術の調査研究

屋根融雪設備設置への助成は灯油ボイラー方式、電熱式などの熱エネルギーによるものに加え、新たな方式への支援も検討します。

#### ウ 雪処理労力の低減化方策の情報提供




- ・雪処理量の低減を図る住宅の配置や屋根の形状など
- ・雪処理作業を見越した堆雪スペースの確保

#### エ 空き家対策

- ・空き家に関する情報収集及び所有者への情報提供
- ・空き家の管理は所有者において行うことが基本であるが、遠隔地の所有者など管理が困難な場合もあり、積雪時の空き家の管理体制について検討します。



## 屋根雪処理からみた克雪住宅の類型と特徴

|      |    | 耐雪型  | 落雪型   | 融雪型   |
|------|----|--|---|---|
| 特徴   |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>構造強度を高め、一定量の屋根の積雪を見込みます。</li> <li>設計時に見込んだ以上の積雪時には屋根雪下ろしが必要です。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根雪を自然に滑落させます。</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>熱エネルギー等を利用して、効率よく屋根雪を融かします。</li> <li>降雪状況に応じた装置稼働が有効です。</li> </ul>  |
| 適用条件 | 敷地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地条件には、ほとんど影響を受けません。</li> <li>特に、密集市街地では有利です。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模の貯雪スペースを兼ねた落雪スペースが必要です。</li> <li>特に、多雪地域で一定の敷地を有する場合に有効です。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の大きさや形状には影響を受けません。</li> <li>特に、密集市街地や多雪地域で想定する積雪量が多いところでは有効です。</li> </ul>  |
|      | 住宅 | <ul style="list-style-type: none"> <li>構造的に安定した形（総2階建て）などが望まれます。</li> <li>基礎や土台、柱、垂木等の部材の断面寸法を通常より太くする必要があります。</li> <li>屋根の雪止めが必要です。</li> <li>軒の出しの補強等の配慮が必要です。</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>落雪時の騒音と通行する人や物の安全性を確保した落雪場所が必要です。（玄関ポーチや駐車スペース、通路、庇、隣地、屋外設備機器等は避けましょう）</li> <li>屋根は雪が滑りやすいよう、勾配と材料の選定が必要です。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>融雪装置の設置面積を少なくするには、総2階建てが有効です。</li> <li>融雪装置の設置で既存住宅での雪対策が容易です。</li> </ul>  |
| その他  |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>建設費は割高ですが、屋根雪下ろしや落雪処理の負担減が図られます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に落とした雪処理方法の検討が必要です。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>融雪装置の設置費用と維持管理、運転費用が必要です。</li> <li>新築だけでなく、改修時の対応も容易です。</li> </ul>   |

## 屋根雪下ろし作業に関する注意点

**ポイント1** 雪下ろしは安全な服装・装備で



ヘルメット  
安全帯  
ゴム手袋  
ゴム長靴  
かんじき

**ポイント2** 命綱で転落防止



命綱は正しく結び、屋根の上で止まる長さに調整

**ポイント3** 軽くて使い易い除雪道具を使用



**ポイント4** 作業は2人以上で




やむを得ず1人の時は、家族や隣近所に声をかける

**ポイント5** 屋根雪の緩みに注意



雪止めより下に足場を作らない

**ポイント6** 携帯電話を忘れず持参



万一の場合に家族や消防などに連絡

## 第4章 利雪実施計画

### 4-1 雪の持つエネルギーの研究・活用

#### 1. 「雪氷熱エネルギーの研究及び利活用の研究」

資源やエネルギーとして雪を利用できるのは雪国の特権であり、雪国にしかない地域づくり、観光、産業振興のツールとして捉えることで、様々な可能性が生まれます。

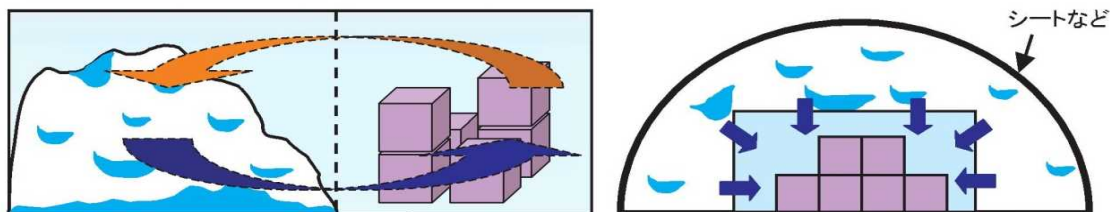
その中で、雪の冷熱利用のタイプには、大きく分けられて自然対流と強制対流の2つの方法があります。

市では、勝山市にふさわしい雪氷熱エネルギーの利活用について研究を進めるとともに、その研究の成果を様々な分野で実践していきます。

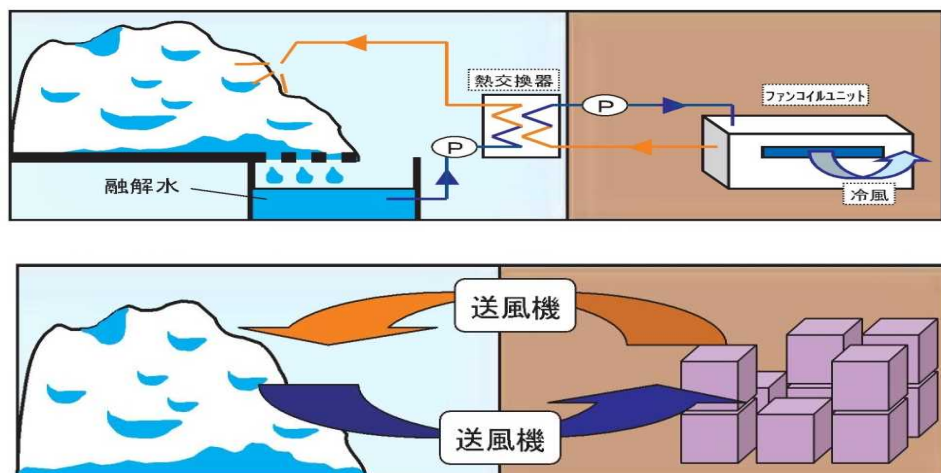
#### 【重点項目】

- ア 市民、民間団体、企業等による雪氷熱エネルギー利活用方法の研究
- イ 大学や関係機関と連携した利雪施設の研究及び情報発信

- (1) 自然対流方式は、農産物等の貯蔵に適しており、雪室内の雪によって冷やされた空気を、倉庫内に自然対流させる方式で、貯雪庫と倉庫の配置により氷室型と雪室型に分類されます。



- (2) 強制対流方式は、住居空間の冷房に適しており、雪室内の雪氷熱を、機械設備機器により、居住空間に強制対流させる方式で、冷熱の運搬方法により、冷水式と空気式にさらに分類されます。



## 2. 「雪氷熱エネルギーを利用した冷房施設の研究及び利活用の推進」

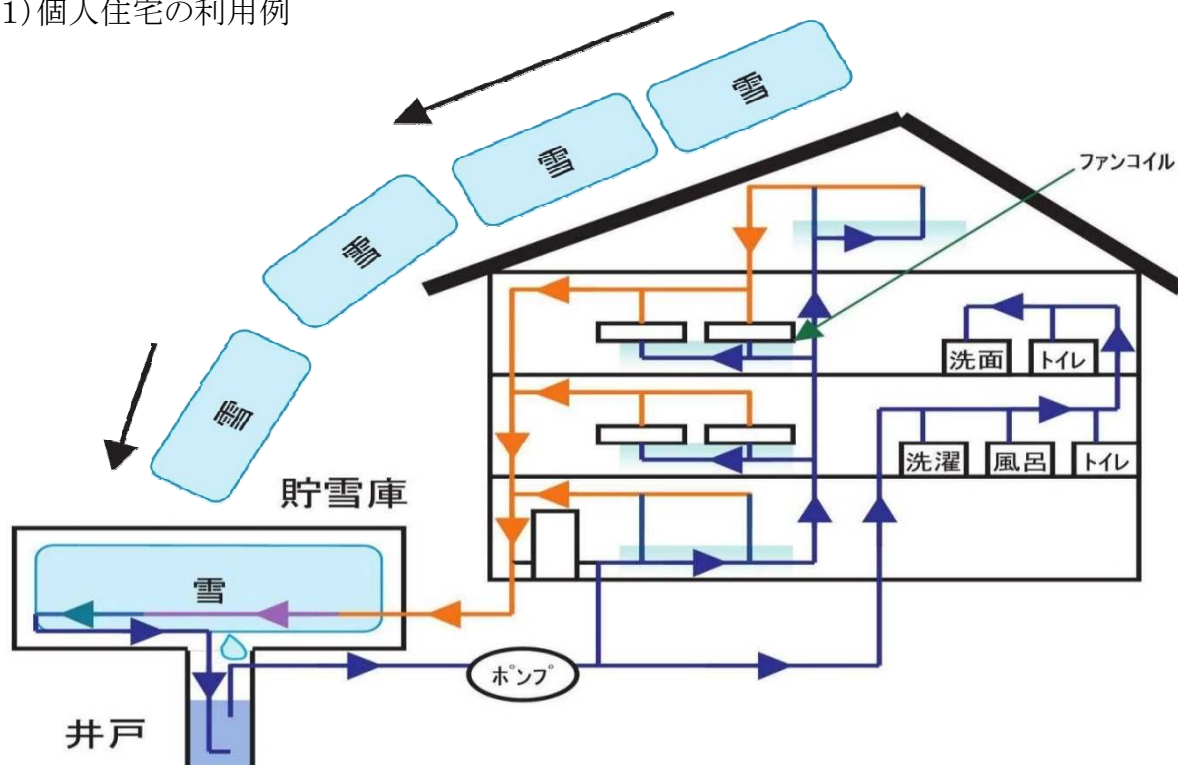
雪氷熱エネルギーは、農業施設のほか、集合住宅(マンション)、福祉施設など民生部門にも導入されており、今後も様々な施設での利用拡大が期待されています。

市では、勝山市に適した雪冷房施設の検討をしていきます。

### 【重点項目】

ア 公共施設及び民間施設への雪氷熱エネルギーを利用した冷房施設の導入検討

#### (1) 個人住宅の利用例



#### (2) 雪山方式



### 3. 「雪氷熱エネルギーを利用した商品開発と新たな産業の創出」

雪によって作られた低温・高湿度の環境は、農産物などの鮮度を保つ効果や甘みを増す効果、塵の吸着や脱臭などの空気清浄効果もあるとされています。

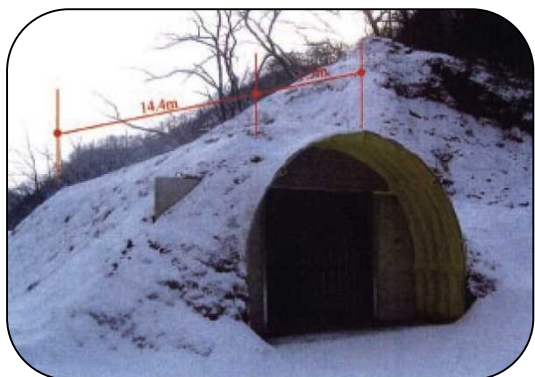
農業分野の活用では、収穫期に大量に生産された農産物を雪室で貯蔵することにより、鮮度を保ち、出荷時期を調整(果実の追熟を含む)することができ、農産物の販売価格を安定させるだけでなく、年間を通じて新鮮な農産物の供給を目指し、地産地消につなげます。

その他、酒や味噌・醤油、麺などの加工食品を雪室に貯蔵し低温で熟成させ食品そのものの味を向上させることで、新たな商品価値を高めることも考えられます。

市では、雪氷熱エネルギーを利用した商品開発や商工業の振興を支援することにより、雪国の特性を生かした新しい産業の創出を図っていきます。

#### 【重点項目】

- ア 産・官・学連携による農産物等新商品の開発促進
- イ 雪氷熱エネルギーを利活用した新たな産業の創出



## 第5章 親雪実施計画

### 5-1 雪の持つ魅力・面白さに触れる、楽しむ

#### 1. 「勝山らしい雪国生活文化の継承と創造」

##### (1) 冬の暮らしの文化の継承

先人が冬の暮らしの中で培ってきた知恵や知識は、環境にやさしく、地域の特性に根ざした郷土の生活文化となっています。また、1月の最終日曜日に行われる「勝山年の市」に始まり、2月に続く「勝山左義長まつり」や「谷・滝波のお面さん祭り」などの伝統行事は、長い年月を経た歴史を感じる故郷の冬の風物詩となっています。

このような冬の暮らしの文化を、勝山市の貴重な資源として次世代に継承し、市の活性化につなげていきます。

##### 【重点項目】

- ア 受け継がれてきた冬の暮らしに関する文化活動と継承への支援
- イ 伝統行事を観光資源として活かしていくためのPR活動の促進
- ウ 各地域に伝わる伝統文化の保護・継承と育成のための人材育成
- エ 受け継がれてきた冬の暮らしに関する知恵や、知識等に関する情報交換の場の確保
- オ 雪国の生活文化に関する情報の発信

##### 【取り組み事例①】 勝山左義長まつり

奥越前に春を呼ぶ奇祭である勝山左義長まつりでは、市街地の各町内に12基の櫓が建てられ、赤い長襦袢を着た太鼓の打ち手が、三味線・笛・鉦などのお囃子によっておもしろおかしく浮かれます。最終日の夜には、五穀豊穰と鎮火を祈願しながら「ドンド焼き」が行われ、毎年県内外から多くの人を訪れます。



##### 【取り組み事例②】 勝山年の市

勝山年の市は、冬の風物詩であり、1月の最終日曜日に本町通りで開催されます。木工品・民芸品・特産品などの店が揃うのと同時に、くらしに根付いた知恵・技など優れた技能を保持し、伝承している「むらの達人」も出店し、早朝より大勢のお客さんで賑わいます。





【取り組み事例③】 谷のお面さん祭り

谷集会所にお面さん(市指定無形民俗文化財)を飾り、外では、伊良神社境内から県道にかけて大小200体の雪像をつくりま  
す。雪像には民具やお面をつけ、夕方にはろうそくに火を灯し、  
幻想的な光景が浮かび上がります。

また、囲炉裏を囲んで、伝統料理やおぼの味を楽しみます。



(2) 雪国に暮らす魅力の再発見と新たな勝山の生活文化の創造

雪国ならではの魅力は、身近なところに隠れています。2月中旬から3月中旬にかけての勝山市の風景は白山連峰を後背とし、たおやかな加越山地等に囲まれた眺望景観は非常にすばらしいものです。また、雪国ならではの伝統的な食文化も生活に潤いを与えてくれます。その魅力を再発見し、雪に親しむ多彩な機会を創出していくことで、雪国に暮らすことへの愛着心を育みます。

また、これまでの生活文化を継承しつつ、次代を担う子ども達とともに現代の生活にふさわしい新たな「くらしの知恵と工夫」を創造します。



保田から見た白山方面



弁天緑地から見た越前甲方面

【重点項目】

- ア 全国での雪を活かした先進的な取り組みの情報収集と事例の紹介
- イ 各地域における生活文化や雪に関する学習の機会の確保と活動に対する支援
- ウ 雪景色の撮影会や鑑賞会等による雪の景観資源の発掘や保全活動と活用の取り組みへの支援
- エ 雪国の伝統を活かした新たな食文化の創造や特産品の開発への支援
- オ 勝山の冬の暮らしを快適にするための学習機会の提供

### 【取り組み事例①】 鯖の熟れ鮓

鯖の熟れ鮓は麴と米飯を混ぜて、乳酸発酵させたものです。北谷町で受け継がれてきた伝統食であり、冬場の貴重な保存食として親しまれてきました。

現在、北谷町では鯖の熟れ鮓を商品化し、コミュニティビジネス活動を行うことで、積極的にまちおこしに取り組んでいます。



### 【取り組み事例②】 かまくら等の作成とミニ行燈設置

芳野町では、左義長祭りにあわせて除雪した雪押し場等の雪を使い、地域住民が雪だるまやかまくら等を作って楽しみ、ミニ行燈を設置することで、見て楽しむ景観づくりに取り組んでいます。



## 2. 「冬のスポーツ活動・野外活動やイベントの充実」

### (1) ウィンタースポーツの普及拡大と人材の育成

勝山市では、古くからウィンタースポーツが盛んで、昭和20年代には長山もスキー場として使用されていました。また、現在も市民に親しまれている雁が原スキー場では、冬季県民体育大会や中部日本スキー大会が開催されています。その後、平成5年には西日本最大級のスキージャンプ勝山がオープンし、平成12年には長尾山総合公園が整備され、園路を活用したクロスカントリーコースが設けられました。

また、これまでアルペン競技やクロスカントリー競技の人材育成と支援に努めてきた結果、勝山市からは日本を代表する選手も輩出されています。

これからも、豊かな自然環境やスポーツ施設をおおいに活かし、健康づくりを促進するウィンタースポーツの普及拡大を進め、市民の体力向上と健康増進を図るとともに、アスリートや指導者等の人材育成と支援に努めます。

### 【重点項目】

- ア スキー大会・教室や雪中スポーツ大会等の雪を活用したスポーツイベントの企画・運営・支援
- イ 冬季における公共の既存スポーツ施設の有効利用の促進と冬季国体開催への働きかけ
- ウ 勝山市を代表するアスリートや指導者の育成と支援

**【取り組み事例①】 雪中スポーツ大会**

雪の中でスポーツを満喫することをテーマとして、ゆめおーれ勝山を会場に、小学生にはドッジボール大会、中学生～大人に対してはソフトバレーボール大会を開催しています。

また、雪の体験コーナーとして、そり滑りコースを作り、市内外の方に雪で楽しんでいただきます。



**【取り組み事例②】 少年少女・市民スキー競技会**

少年少女に対しては、技術の向上はもちろん、競技を通じての仲間づくりと青少年の健全育成に資することを、市民にはスポーツ愛好精神の高揚とともに、市民の健康の増進と市民生活の明朗化を図り、明日の勝山を築く市民運動の一環とすることを目的として、毎年1・2月に実施しています。



**(2) 野外活動の促進**

近年はネイチャースキーや雪上トレッキングなど、自然の雪の中をスキーやスノーシューでゆっくり歩き、自然の声を聞き、動物の落とし物や足跡を見て野外活動を楽しむ人が増えています。かつやま恐竜の森では、園路を活用した長尾山クロスカントリーコースを拠点として、冬の自然を楽しむ場として活用され、自然観察会なども開催されています。

スポーツが苦手な人でも、自然のなかで、ゆたかな時間を過ごし、体力向上や新たな喜びを見出す場として野外活動を促進していきます。

**【重点項目】**

- ア 各地域での自然観察会や体験ツアーの実施を促進
- イ 先進的な取り組みの情報収集と事例の紹介

**【取り組み事例②】 雪上トレッキングコース整備**

かつやま恐竜の森では、長靴で雪上を歩く「長靴トレッキングコース」を園内に整備し、トレッキングしながら、いろいろな木々や植物、動物の足跡等について楽しく学ぶ自然観察会や雪の体験ツアーを実施しています。



### (3) 冬季イベントの充実

雪の持っている魅力を積極的に発信し、子どもから高齢者まで楽しむことができるイベントを充実させることで、地域間・世代間等の交流を図り、市民生活に豊かさや活力をもたらします。

また、地域と市が連携して継続的にイベントを開催することで、それが冬の風物詩として新たに定着し、さらには地域のコミュニティの活性化や、各地域の特性となっていくことへつなげていきます。

#### 【重点項目】

- ア 冬季イベントの企画・運営と各地域や団体の支援を通じた地域間交流・世代間交流の拡大
- イ 雪国の文化を活用した雪国体験の開催支援
- ウ 除排雪された雪を利用した遊び場やイベント場所の提供

#### 【取り組み事例①】 鹿谷町雪まつり

平成24年度で第27回目を迎えた「鹿谷町雪まつり」は雪山を削って作る迫力ある雪像のコンテストや、雪を題材にした「写真コンテスト」を実施し、多くの観光客で賑わいます。その他にもどんど焼きや住民による各種模擬店の出店などを行い、鹿谷町が一丸となって、「雪」を通したまちづくりに取り組んでいます。



#### 【取り組み事例②】 そり滑り台の整備

平泉寺地区では、除雪した雪を利用して、平泉寺白山神社精進坂に竹スキー、タイヤチューブ滑り等ができるそり滑り台を整備しました。竹スキーに苦戦する子どもたちに、地域の大人がコツを教えたりする中で、おおいに世代間交流を図っています。

